

防犯灯新設等工事費助成の申請について

徳島市では、防犯灯の新設等の工事をしようとする本市の「町内会」又はこれに「準ずる団体」に対して、予算の範囲内でその工事費の一部を助成しています。

【助成対象工事・助成金額等】

1 団体単年度につき 最大5灯まで申請可能。ただし、太枠内の網掛け部分は最大2灯まで。

工事の種類	助成対象工事の内容		助成金額（1灯あたり上限）	
			設置場所	
	四国電力(株)等への 申請手続	電柱	専用の小柱	
小柱工事無し			小柱工事有り	
新設	新たに 「LED防犯灯」を設置	新たに公衆街路灯 契約を結ぶ	20,000円	30,000円
機種変更	既存の「白熱灯」 「蛍光灯」「水銀灯」等  「LED」の灯具に変更	現在の契約の 変更手続を行う		
灯具取替 【R6年度追加】	既存の「LED防犯灯」  新たな「LED」の 灯具に取替	現在の契約の 変更手続なし (W数を変更する 場合は必要)	15,000円	※ ただし、 工事費を上限とする (千円未満切捨)

※ 既存のLED防犯灯の修理や移設工事は助成対象外。

【申請期間】 各年度の5月1日から12月28日（土日祝日除く）まで ※予算枠に達した時点で終了
助成金を受けるためには、工事前の申請が必要です。（郵送不可）

【助成要件】

- 1 設置場所
 - ・公道または不特定多数の人が通行する道を照明するLED防犯灯であること。
 - ・駐車場、敷地内通路を主に照明するものは助成対象外。
- 2 規 格
 - ・「電力会社申請入力容量10VA(契約電力10W)以下」のLED灯具を標準とし、自動点滅器付きであること。
- 3 工 事
 - ・申請年度の1月末までに工事完了が見込まれること。
 - ◆「新設」…既存の電柱または新たに敷設する防犯灯用小柱に設置するもの。
 - ◆「機種変更」…現在四国電力(株)等と公衆街路灯契約をしている既存の「蛍光灯」等から「LED」の灯具へ変更するもの。
 - ※ 「新設」・「機種変更」とともに、電力契約の手続が必要。
 - ◆「灯具取替」…経年劣化や故障等により既存のLED灯具一式を取り替えるもの。
 - ※ LEDの寿命を考慮した計画的な取替工事も助成対象。
 - ◆いずれの工事も、電気工事業者等が施工する場合のみ助成対象。

【問い合わせ先】 徳島市役所 1階 市民生活相談課 ☎088-621-5145

（裏面あり）

申請手続の流れ

助成金を受けるためには**工事前の申請が必要**です（郵送不可）
様式が変わりました（令和5年度までの様式は使用不可）

1 工事の見積依頼

電気工事業者等へ工事の見積を依頼

市指定の見積書を使用すること

見積書について・・・市指定の見積書（原本）を使用すること。

見積書の様式は、工事の種類ごとに異なり、1灯（施工場所）ごとに見積書が必要です。

① 新設【様式第3-1号】 ② 機種変更(LED化)【様式第3-2号】 ③ 灯具取替(LED灯取替)【様式第3-3号】

2 事前申請

申請書一式を各年度の5月1日から12月28日(土日祝日除く)までに提出

<提出書類>

防犯灯新設等工事費助成金交付申請書【様式第1号】

防犯灯新設等工事内訳書【様式第2号】

新様式を使用すること

<添付書類>

	新 設	機種変更	灯具取替
付近見取図	○	○	○
市指定様式「見積書」（原本）	【様式第3-1号】	【様式第3-2号】	【様式第3-3号】
施工前の防犯灯の 全景写真 1枚 ※①	○	○	○
施工前の防犯灯の 拡大写真 1枚		○	○
四国電力（株）等との公衆街路灯契約を結んでいることの確認書類 ※②		○	○

3 審査・助成決定

助成決定通知書の受領（1～2週間後）

・助成決定通知書【様式第4号】受領後、内容に変更が生じた場合は、**変更申請書【様式第5号】**を提出。

4 工事着工

電気工事業者等へ工事着工を依頼 ～ 申請年度の1月末までに工事完了

5 工事完了・支払い

電気工事業者等へ工事費全額を支払い、領収書を受取

6 工事完了届の提出

申請年度の2月末まで(期限厳守)

新様式を使用すること

<提出書類> 防犯灯新設等工事完了届【様式第7号】

<添付書類>

	新 設	機種変更	灯具取替
電気工事業者等発行「領収書」の写し	○	○	○
施工後の防犯灯の 全景写真 （サイズL判） ※①	1灯につき2枚	1灯につき2枚	1灯につき2枚
施工後の防犯灯の 拡大写真 （サイズL判）		1灯につき2枚	1灯につき2枚
市指定様式「請求書（支出証明）」 ※③	○	○	○
四国電力(株)等発行「ご契約の御礼（ご契約内容のお知らせ）」の写し ※④	○	○	契約W数を変更した場合
振込先の通帳の写し （団体口座名義が確認できるもの）	○	○	○
委任状（申請者と口座名義人が異なるとき）	○	○	○

7 申請団体名義の口座へ振込

※① **昼間に地上から防犯灯**（新設工事前の場合は設置予定箇所）までの**全景と主に照らす道**を入れたもの。

※② 機種変更・灯具取替する防犯灯が現在、市から電灯料金の助成金を受けているときは省略可。

※③ 町内会等から市役所へ1回の申請につき1枚提出。**申請者の印鑑持参の上、窓口で記入。**

※④ 電気工事業者等が四国電力(株)等へ契約手続を行った3～4週間後に契約者へ送付される。